

## メキシコ

# 憲法27条の改正と 土地制度の改革

石井 章

### はじめに

サリーナス政権は1991年11月、憲法第27条(土地所有に関する基本法規)の改正案を連邦議会に提出した<sup>\*1</sup>。議会での討議を経ていくつかの修正が加えられた後、92年1月に27条の改正は成立した。これにより、農地改革で導入されたこの国のユニークな土地制度であるエヒード(ejido)は抜本的に改革されることとなった。一方農地の私有に関する制限は大幅に緩和され、株式会社による農地の所有が認められただけでなく、株式会社は個人所有地の上限の25倍まで農地を所有できるようになった。

この改正は、これまで現実に行なわれてきたエヒードの土地の違法な賃貸借や、私有できる農地の上限を大幅に越える大規模農場(ネオ・ラティフンディオ、neo-latifundio)を合法化するものであり、1910年代のメキシコ革命以後一貫して採用してきた農地改革政策からの訣別を意味する。これはサリーナス政権が推進している経済自由化政策の線に沿った農業部門の近代化のために必要な

改革といえるが、このことがメキシコの農業および農村社会に及ぼす影響は計り知れないぐらい大きい。

本稿ではまず背景として、メキシコの農地改革とエヒードについて概略を述べ、さらにその問題点をみる。続いて土地制度の改革の目的を述べ、憲法27条の改正がその目的に沿ってなされたものであることを示す。これをもって、土地制度の改革によってもたらされるであろう経済的、社会的影響を考察するための第一歩としたい。

\* 1 Salinas de Gortari, C., "Iniciativa de reforma al artículo 27 de la Constitución" (documento), *Comercio exterior*, noviembre de 1991, pp.1085-1095.

### 1 農地改革とエヒード

今日のメキシコの政治、経済、社会の基本体制は、1910年に始まる革命とその後の諸改革を経てできあがった。革命後の諸改革の中でも最も重要

第1表 所有形態別農地分布状況（1981年）

	農場数	総面積(ha)	農地面積(ha)			牧草地(ha)	森林(ha)	その他(ha)
			全体	灌漑地	天水農地			
全 体 (%)	3,292,100 (100.0)	91,988,677 (100.0)	23,174,932 (100.0)	3,919,204 (100.0)	19,255,734 (100.0)	29,434,529 (100.0)	29,171,959 (100.0)	10,217,946 (100.0)
私 有 地 (%)	1,003,374 ( 30.5)	73,861,295 ( 80.3)	10,956,085 ( 47.3)	1,823,071 ( 46.5)	9,133,017 ( 47.4)	27,055,560 ( 91.9)	26,250,723 ( 90.0)	9,599,100 ( 93.9)
エヒード <sup>1)</sup> (%)	2,099,038 ( 63.8)	15,235,042 ( 16.6)	10,606,776 ( 45.8)	1,877,543 ( 47.9)	8,729,236 ( 45.3)	1,836,852 ( 6.2)	2,320,762 ( 8.0)	481,016 ( 4.7)
混 合 <sup>2)</sup> (%)	189,688 ( 5.8)	2,892,331 ( 3.1)	1,612,071 ( 7.0)	218,589 ( 5.6)	1,393,481 ( 7.2)	542,116 ( 1.8)	600,474 ( 2.0)	137,830 ( 1.3)

(注) 1)コムニダーを含む。2)農場が私有地、エヒードの土地の双方から構成される場合。

(出所) Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática, *Censo agrícola ganadero y ejidal, 1981, resumen general*, México, D.F., 1988, p.181, Cuadro 13より作成。

なものが農地改革であり、これによってメキシコの農村社会構造は大幅な変貌を遂げた。今日のメキシコの農業と農村の問題は農地改革を抜きにして論することはできない。

農地改革の基本は次の3点に要約できる。(1)大土地所有(ラティフンディオ, latifundio)の解体、(2)小所有地(pequeña propiedad)の保護育成、(3)エヒードという新たな土地制度の導入、である。

農地改革の法的基礎は1917年憲法の第27条であるが、それによれば収用の対象とならない私有地の上限は次のように定められている。(1)灌漑地100ヘクタールあるいは天水農地200ヘクタール、(2)綿花の栽培地に関しては灌漑地150ヘクタール、(3)その他の特定の商品作物を栽培する土地については灌漑地300ヘクタール。この制限範囲内の私有地は「小所有地」として合法化されるが、それを越えるものは収用され、エヒードの土地として農民の集団に分配される。

エヒードとは一定の範囲の土地の利用権を国から与えられた農民の集団組織である。この農民の集団組織は、既存の一つの村落の住民によって構

成されるのが普通だが、エヒードの土地の申請をする目的で新たに入植者によってつくられた集落の場合もある。

農民の集団組織に国から土地を与える場合に、返還(restitución)と譲与(dotación)の二つの方法がある。以前土地を持っていたがそれを大土地所有に奪われた村落は、その証拠となる文書を提示することによって、その土地の返還を国に対して請求できる。このようにして返還された土地はエヒードの土地となる。それ以外の村落あるいは農民の集団が土地の要求をすると、その周囲の国・公有地、あるいは私有地で上限を越え収用されたものが、エヒードの土地として譲与される。

エヒードの土地のうち耕地は共同で耕作される場合(集団エヒード, ejido colectivo)と、成員である各農民(エヒダタリオ[ejidatario]と呼ばれる)の分割地に分割されて個別に耕作される場合とあるが、現状では後者の方が圧倒的に多い。

エヒードの土地は4種類の部分(居住地域、耕作地、牧草地、山林)から構成される。牧草地、山林は分割されることなく、エヒードの成員により共

同で利用される。耕作地は共同で耕作される場合以外は、各エヒダタリオの分割地に分割されるが、この場合個々のエヒダタリオは分割地に対する用益権を有し、その権利は相続される。分割地は私有地とは異なるから、売買、譲渡、賃貸借、抵当の対象とならず、また相続以外のいかなる事由によってもその土地に対する権利は他人に移譲されない。

エヒードの土地に対するこうした制限は、その土地が再び私有地化されて大土地所有のもとに集中されるのを防ぐために設けられたものである。しかしながら現実にはこうした制限は十分守られず、建前と実態とが乖離している。

いずれにせよ土地制度としてのエヒードは私有地とは異なる原理のもとにおかれているので、一般的に「共同体的土地保有」の範疇に入れられる。農地改革後のメキシコの農村部には、一定の制限範囲内の「小所有地」（すなわち小規模な私有地）と共同体的土地保有が並存することになった。

ところでメキシコの共同体的土地保有といえばエヒードが唯一のものではない。エヒードは農地改革によって国から土地を与えられた農民の集団組織であるが、これとは別に農地改革前から共有地を保有していた村がある。これらの村は農地改革後に、その土地に対する権利を国によって再確認(reconfirmar)された。このように共有地の権利の再確認を受けた村はコムニダー・インディヘナ (comunidad indígena, 先住民共同体) あるいは単にコムニダー (comunidad) と呼ばれ、エヒードとともに共同体的土地保有を構成する。しかしコムニダー・インディヘナはエヒードと比べてその数も保有総面積も少ないので、通常エヒードをもって共同体の土地保有を代表させている。

土地所有全体において私有地と共同体的土地保有（エヒード、コムニダー）がどのような割合を占

めるかを表わしたのが第1表である。これをみると農場数では私有地とエヒード（およびコムニダー）の割合はほぼ1：2である。総面積では私有地が圧倒的に多いが、それは牧草地、森林において私有地が大きな割合を占めているためである。農地面積をみると、全体、灌漑地、天水農地ともに私有地、エヒードがほぼ均衡している。

## 2 エヒードをめぐる制度と実態との乖離

農地改革後のメキシコの土地所有の形態は、エヒードおよびコムニダーという共同体的土地保有と「小所有地」という名目の私的 土地所有が共存することとなった。そしてエヒードを主体とする共同体的土地保有は全国の農地の約半分を占めるようになった。

ところで「共同体的」とされるエヒードの土地保有および農業経営の実態はどうなっているのか。前述のようにエヒードの土地は私有地とは異なる原理のもとにおかれている。エヒードに属する耕地は共同で耕作される場合もあるが、大部分はエヒードの成員、エヒダタリオの分割地に分割されて個別に耕作される。エヒダタリオにとって分割地の意味するものは何か。エヒダタリオはその土地の処分権を持たないだけで、生涯そこで生産活動を行ない、生活できる。その土地に対する権利は親から子へ相続される。したがって彼らは実質的に零細な自作農と変わらない。言い換えればエヒードとは農民のグループによる土地の共同体的保有と個々の農民によるその個別の利用が結びついた形態である。

分割地における栽培作物は一般的にいって自給用の穀物（主食のトウモロコシ、準主食ともいえるフリホル豆）が中心であり、換金作物を栽培する場合でも国際市場向けというよりは国内消費向けが主

である。それでは国際市場向けの農産物はどこで生産するかといえば、国内の特定の地域にある大灌漑地区においてである。これらの地域は先進農業地域と言い換えることができる。こうした地域に1930年代後半に「集団エヒード」が導入された。

メキシコの農地改革は1915年以後長期間にわたり実施されてきたが、当初は零細農民、土地を持たない農民に生活手段として土地を与える、というのが農地改革の骨子であり、そのための方策としてエヒードが採用された。エヒードはいわば農民の生活防衛手段であった。

1935年から40年にかけて革新的なカルデナス政権のもとで、新しい考え方に基づいて農地改革が実施された。それは農民への土地分配、エヒードの新設を続けるだけでなく、主に輸出向農産物を生産する先進農業地域における生産活動の単位としてエヒードを位置づけるものである。そのために導入されたのが「集団エヒード」(共同経営、共同耕作のエヒード)に他ならない。そして集団エヒードの運営に関しては政府が介入・指導にあたる<sup>2</sup>。先進的な農業地域である大灌漑地区には私有地農場と集団エヒードが並存することとなった。

1940年以後の歴代の政権の農業政策は、一般的にいって農地改革の推進=農民への土地分配よりも、国の経済発展のための農業生産の増大に重点をおいたものに変った。すなわち経済発展のための外貨獲得源として農業を位置づけるものである。大規模な灌漑事業に公共投資が向けられ、専ら有効な生産単位である私有地農場に対して助成がなされた。これらの私有地農場は、名目上はあくまで「小所有地」であるが、さまざまな手段を講じて経営地を拡大し、実質的な大農経営となつた。いかなる手段かといえば、土地所有の名義を家族や親類縁者に分散させたり、エヒードの分割地を賃借する（もちろん違法である）ことである。この

ようにして経営面積を拡大した農場を、農地改革により解体された古い大土地所有と区別する意味で、ネオ・ラティフンディオという<sup>3</sup>。

一方「集団エヒード」に関しては、1940年以後政府の指導・援助が積極的に行なわれなくなるとともに、共同経営の体制が崩壊して個別経営に転換していく傾向がみられる。そして個別経営化したエヒードでは分割地をネオ・ラティフンディオに賃貸しすることが一般化した。

これら先進的な農業地域でエヒードの分割地の賃貸借が一般的に行なわれるのは、エヒダタリオの資金不足、とくに公的な融資の不十分なことがその主要因である。これらの地域で、市場競争に耐える有効な商品作物生産を行なうためには資本投下が不可欠であるが、十分な資金源を欠き、また経営の才覚のないエヒダタリオは、賃貸料という固定収入と引き替えに分割地の用益権を譲渡する道を選ぶ。かくして名義上は分割地に対する権利を保持したまま、実際は農業労働者として働いたり、あるいは他の職業に就くエヒダタリオが数多くみられる。一方ではその地域の私有地農場主や、進取の気性に富んだ経営の才のある少数のエヒダタリオは、他のエヒダタリオの分割地を賃借りすることによって経営地の拡大に努める。

このように先進農業地域では一部のエヒダタリオが農場經營者化する一方で、多数のエヒダタリオが農業労働者化、あるいは脱農化するという現象がみられる。他方、後進農業地域にあってはエヒードの分割地の細分化が起り、農村の失業・不完全就労人口が他へ出稼ぎに出るか、都市へ流出する。このようにエヒード部門内ではさまざまな問題が表面化している。とくに先進農業地域において土地制度としてのエヒードの建前と実態が乖離してしまっている。

エヒードに関して矛盾、問題が生ずる根源にあ

るものは何か。端的に言ってそれは資本主義経済体制の中における非資本主義的な土地制度に関する問題である。この点で社会主義体制のもとでの国営農場、集団農場の場合とは異なっている。エヒードは土地制度としては私有地とは異なる原理のもとにおかれ、その土地は市場経済の枠組みの外にある。一方農民の生産・販売活動および消費者としての活動は資本主義経済体制のもとにある。そのことから生ずる矛盾である。エヒードという建前としては非資本主義的な土地制度は、現実には資本主義経済体制の中でうまく機能せず、崩壊しつつある。1992年1月の憲法改正は、こうした現実に合わせて建前を変えようとするものに他ならない。

\* 2 集団エヒードに関して詳しくは、石井章「メキシコの集団ソシエダー」(小倉武一編著『日本と世界の農業共同経営』御茶の水書房 1975年) 151~163ページ。

\* 3 ネオ・ラティフンディオに関して詳しくは、石井章「メキシコの農地改革と農業構造——エヒードとネオ・ラティフンディオを中心に——」(石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所 1983年) 26~35ページ。

### 3 土地制度改革の目的と憲法27条の改正

憲法改正とそれに伴う土地制度の改革は、たんに現状を認知するというだけでなく、今日のメキシコ政府の近代化、自由化政策にとって不可欠の要素となっている。

メキシコでは農業の低生産性、低成長が久しく指摘されてきた。農業の生産性を高めるためには近代化、技術革新、投資の拡大が不可欠であるが、政府当局者の見解によれば、そのための最大のネックになっているのが現在の不安定な土地所有関係と零細な農業経営単位(ミニフンディオ, minifun-

dio)である。ミニフンディオとはラティフンディオに対応する概念で、零細な規模の「小所有地」を指すが、エヒードの分割地も実質上ミニフンディオに含まれる。農業経営者がミニフンディオの土地を集積し、適正な規模の農場で効率的な生産を行なおうとすれば、農地改革の対象とされて、土地収用の不安にさらされる。したがって農業生産性向上のためには、ミニフンディオの克服とともに安定した土地所有を保証することが必要である。それによって農業部門に民間投資を誘致し、企業的な形態の農業経営を促進し、農業を活性化させるというものである。

エヒードの土地の賃貸借や譲渡、「小所有地」の上限をはるかに越える大農経営等を公認し、それにお墨付きを与えること、そして農地の再分配をこれ以上実施しないことを約束して土地所有の安定性を保証する、というのが土地制度改革の目的であり、これらの点を法的、制度的に基礎づけるのが憲法27条の改正である。そこでは農地改革の原則そのものは否定されているわけではない。「エヒード、『小所有地』という土地制度は従来どおり存続させる」ものの、実際にはこれらを「現実に則したものに変革する」<sup>\*4</sup>というかたちで革命後定着した土地制度を根底から変える方向にあると見てよいだろう。以下で憲法27条の改正点を取り上げ、改正前と比較しつつこれらを具体的に見ていく。

憲法27条の条文は非常に長く、主文とI～XX款から構成されている<sup>\*5</sup>。主文のはじめ、第1項(パラグラフ)に掲げられている「……土地および水の所有権は、本源的に国家に帰属し、……」という大原則に変更はない。公共の利益という事由によってのみ土地の収用が行なわれることを定めた第2項も変更はない。第3項の後半の、土地再分配を定めた部分が今回の改定で削除されている(「資

料：憲法27条「新旧比較」参照）。これとの関連で第XV款をみると、改正前の「混合委員会、……いかなる場合であっても利用中の小規模農地または小規模牧畜地を収用することができず、……」の部分が削除され、改正後は「メキシコ合衆国においてラティフンディオは禁ぜられる」の1行に置き換えられている。すなわち抽象的に「ラティフンディオは禁ぜられる」と述べるにとどまり、具体的な農地の接收、再分配に言及する文言は削られているのである。

第XV款の第2項以下では「小規模農地」(pequeña propiedad agrícola)、「小規模牧畜地」(pequeña propiedad ganadera)の上限を定めているが、この部分は語句の修正を除いて基本的な変更はない。

最も重要な改正点の一つが、第IV款で株式組織の会社(sociedad mercantil por acción)による農地の所有を認めたことである。ただしその面積はXV款で定める「小所有地」の25倍を超えないこと、という制限が付されている。逆にいえば25倍までは所有できるということである。この場合会社の出資者(ソシオ)1人当たり面積が小所有地の範囲内に収まるようにソシオ数を定める。

XV款の定める「小規模農地」の上限は、灌漑地は一般に100ヘクタール、特定の商品作物を栽培する場合には300ヘクタールであるから、会社組織をつくり、ソシオを25人以上集めれば、それぞれ25倍に相当する灌漑地2500ヘクタール、7500ヘクタールまで所有できることになる。これこそまさにネオ・ラティフンディオに他ならない。これまで法の網目をくぐって事実上行なわれてきたネオ・ラティフンディオと呼ばれる大農経営をここで公認したことを意味する。さらに第IV款では、これらの会社への外資の参加を認めている点が注目される。

もう一つの重要な改正点は、エヒードおよびコムニダーの土地保有の根幹に関わるものである。改正第VII款で、エヒードおよびコムニダーがいかなる生産の方式を採用するかに関して、当事者であるエヒダタリオ、コムネーロ(comunero、コムニダーの成員)の自発性を尊重するとしている。そしてエヒダタリオ(コムネーロ)が仲間同士で、国家と、あるいは第三者と連合して(asociarse)その土地利用を譲渡することを認めていた。第三者と連合するとは、具体的には私的農場経営者との連合を意味する。私的農場経営者がエヒードの土地を利用して農業を經營するのはこれまで現実に行なわれてきたが、それをここで公認している。

VII款ではまた、同一のエヒード内のエヒダタリオ相互間で分割地に対する権利を委譲できること、エヒード総会(エヒードの最高決定機関)はエヒダタリオに、自分の分割地に対する支配権(dominio)を与えることができることを定めている。すなわち総会で合意が得られれば、個々のエヒダタリオは自分の分割地を私有地と同様に自由に処分できるようになった。その手続きに関しては、憲法改正後に成立した「農地法」(Ley Agraria)<sup>\*6</sup>に定められている。

農地法によれば、エヒード総会での議決に従ってエヒダタリオは分割地に対する全面的な支配権(dominio pleno)を得ることができる。それに伴いその土地はエヒードの土地ではなくなり、一般的の法律(derecho común)に服する(81条、82条)。すなわち、これによって「売買、譲渡、賃貸借、抵当の対象とならない」というエヒードの土地に対して課せられていた制限は撤廃されるのである。分割地の賃貸借に関しては総会での議決の必要もなく、各エヒダタリオの自由にまかせられる(79条)。

今回の憲法27条の改正で条文から削除されたのは、主文第3項の後半の部分と、第X～第XVの各

款である。第X款は居住集落に対するエヒードの土地の譲与を定めた規定、第XI款は農地関係の諸法規を執行するための諸機関の設置を定めた規定、第XII款および第XIII款は土地の返還・譲与の申請、および審査、決定の手続きを定めた規定、第XIV款は土地の返還または譲与により影響を被った地主の権利に関する規定である。これらの条文を削除することにより、土地の収用、再配分はこれ以上行なわないことを明確にした。第XVII款で、第IV・第XV款に示された限度を越える所有地について、その余剰地の分割 (fraccionamiento) と譲渡 (enajenación) の手続きを定めるとしているが、これは政府による土地の収用 (expropiación) とは異なる。

以上の他に憲法27条の改正箇所で注目されるのは第II款で、宗教団体が不動産を取得、所有、管理できるようになったことである。

\* 4 Salinas de Gortari, 前掲論文。

\* 5 改正前の憲法27条については、*Constitución política de los Estados Unidos Mexicanos*, 85a. ed., México, Porrúa, 1988, pp.22-35, および以下の翻訳を参照した。

「メキシコ合衆国憲法」(岡部広治編『メキシコ——経済と投資環境——』アジア経済研究所 1969年) 381~390ページ。

「メキシコ合衆国憲法」(中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』ラテン・アメリカ法研究会 1985年) 54~65ページ。

大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳『メキシコ合衆国憲法 1917年』大阪経済法科大学法学研究所 1989年 24~37ページ。

ただしアジア経済研究所版は1966年のPorrúa版、中川和彦版は84年のPorrúa版を、大阪経済法科大学版は1917年制定当時の原文を、それぞれ基にした翻訳である。

1992年の改正後の27条については、*Artículo 27 constitucional, Ley agraria : es tiempo de campo, es tiempo de progreso*, Secretaría de Agricultura

y Recursos Hídricos, 1992 を参照した。

この他に石井陽一氏の最近の論考「メキシコ憲法第二十七条の改正とその背景(研究ノート)」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第66巻第10号 1993年10月) 85~102ページも参照した。

\* 6 *Artículo 27 constitucional, Ley agraria*……

## おわりに

革命後のメキシコの土地政策、農業政策に関しては異なる二つの基本的な立場があり、現実の政策はこれら二つの立場の間のせめぎ合い、妥協のなかから生まれてきたといつてよい<sup>7</sup>。第1は「アグラリスモ」(agrarismo)<sup>8</sup>と呼ばれるもので、分配の平等、社会正義を主張する立場である。下層農民の生活の安定を図り、農村における社会不安をなくすことを最大の眼目とする。第2の立場は「経済発展主義」(desarrollismo)と呼ぶべきもので、国の近代化、資本主義的発展に資するための一定の役割を農業に求め、農地改革はそのためには必要な制度的改革ととらえる。

1940年代以後の歴代政権のもとでは概して「経済発展主義」に基づく農業政策が主流を占めてきた。50年代から60年代はじめまでは農業は都市住民への食糧供給、農産物輸出による外貨獲得を通して国の経済発展に資するという、「経済発展主義」の立場から期待された役割を果たしてきた。しかしその一方で農業部門内部は、主として輸出向商品作物の生産に特化する大規模経営の農業(先進的農業)と、主に国内消費用穀物の栽培を行なう零細農業(後進的ないし伝統的農業)とに分化し、二重構造を呈した。エヒードの大部分は後者に属する。

1960年代中ごろから農業生産はかげりを見せはじめ、70年代以後基本的な食糧の自給が不可能となり、輸入に依存せざるを得なくなったり。農業は

いまや国の経済発展にとって桎梏となったのである。「経済発展主義」の立場からすれば、農業生産の停滞、低生産性の元凶となっているのがエヒードを含む零細農場（ミニファンディオ）であり、農地改革とともにもたらされた土地制度の硬直性である、ということになる。今回のサリーナス政権下の土地制度の改革は農業における「経済発展主義」の極まりであり、アグラリスモからの完全な訣別を意味するものである。

それではメキシコ農業においてアグラリスモはもはや時代遅れであり、アグラリスモが目指したもの、すなわち農民の生活の安定はすでに達成され、農村において社会不安はもはや存在しないといえるであろうか。否である。農業の二重構造の深化に伴い、零細農民の貧窮化はむしろ進んでいくのが現状である。

生産性の重視、有効な生産単位の育成を目指すサリーナス政権の農業政策は、同政権の経済自由

化の路線に沿ったものであり、NAFTA（北米自由貿易協定）発効後の農産物の関税撤廃、貿易自由化に備えて農業の国際競争力をつけるためにも土地制度の改革は不可欠とされるが、それは必然的に零細農民の切り捨てにつながるものであり、農村の社会不安が再燃する懸念なしとしない。

- \* 7 農業政策の歴史的変遷については、石井「メキシコの農地改革と農業構造」13~21ページ。
- \* 8 この言葉を日本語に置き換えることはむずかしいが、「農民主義」ないし「農地改革主義」といったほどの含意がある。

(追記) 本年1月以来のチアパス州における武装蜂起の背景には、先住民の問題に限らず、土地問題、抑圧された零細農民の問題があり、経済自由化政策のもとで疎外された者の側からの現体制批判があると考えられる。

(いしい・あきら／中南米総合研究プロジェクト・チーム)

#### 資料：憲法27条 新旧比較

##### 〔改正前〕

国家の領域内にある土地および水の所有権は、本源的に (originalmente) 国家 (la nación) に帰属し、国家はそれらの支配権 (dominio) を私人に移転する権利を從来から有し、かつ現有しており、これが私的所有権 (propiedad privada) を構成する。

収用 (expropiaciones) は公共の利益 (utilidad pública) のために、かつ補償を伴うときにのみ行なうことができる。

……土地および水をが不足する、または住民の必要を十分に満たす土地および水を有しない居住集落 (núcleo de población) は、近隣の私有地 (propiedad) からこれらのものを提供される権利を有するが、利用されている小規模農地 (pequeña propiedad agrícola) を常に尊重する。……

##### 〔改正後〕

〈大原則は不变〉

〈削除〉

## 第II款

教会と名のつく宗教団体は、その信条のいかんを問わず、いかなる場合であっても不動産および不動産に投下される資本を取得、所有、または管理することができない。現在、自ら、または第三者を通して所有するものは、国家の支配のもとに移される。(以下略)

## 第IV款

株式組織の会社 (sociedad comercial por acción) は農場を取得、所有、管理することができない。なんらかの製造業、鉱業、石油産業、または農業以外の事業目的のために設立された株式組織の会社は、当該目的のための営業施設、または業務に厳密に必要であり、かつ連邦または州の政府がそれぞれの場合について定める範囲内においてのみ、土地を取得、所有または管理することができる。

第130条およびその施行細則となる法律 (ley reglamentaria) に定められた要件の下に設立される宗教団体は、施行細則の定める要件と制限のもとに、当該目的に必要不可欠な財産を独占的に取得し、所有し、または管理する能力を有する。

## 第VI款

第III款、第IV款、第V款にいう諸団体、ならびに事実上または法律上共同体の状態 (estado comunal) を維持している居住集落、または（土地を）譲与ないし返還された集落 (núcleo)，もしくは農業居住中心地 (centro de población agrícola) に設置された集落を除き、その他のいかなる民間団体は、自ら不動産もしくはそれに投下された資本を所有し、もしくは管理することはできない。ただしこれらの団体の目的に即時にかつ直接的に用いられる建造物はこの限りではない。

〈削除〉

州、連邦区、同じく共和国全土のムニシピオ (市町村) は、公務に必要なすべての不動産を取得し、かつ保有する完全な能力を有する。(以下略)

〈不变〉

## 第VII款

事実上または法律上共同体の状態を維持している居

エヒード、コムニダーの居住集落の法人格は認めら

住集落は、返還されて自己に帰属するか、または返還される土地、森林および水を、共同で享受する能力を有する。(以下略)

れ、およびその土地所有権(*propiedad sobre la tierra*)は人の定住のためにも、生産活動のためにも保護される。

法律はインディヘナ・グループの土地の一体性(*integridad*)を保護する。

法律は、エヒードおよびコムニダーの共同体的生活(*vida comunitaria*)の尊重と強化を考慮して、人の定住のための土地を保護し、ならびに共同使用のための土地、森林、水の利用およびその住民の生活水準向上のために必要な助成措置について定める。

法律は、エヒダタリオおよびコムネーロが、その生産資源の利用に関して彼らに最も好都合な方式を採用する際の自発性を尊重し、コムネーロの土地に対する権利、およびエヒダタリオの分割地に対する権利の行使を定める。またエヒダタリオおよびコムネーロが仲間同士で、または国家(Estado)と、もしくは第三者と連合し(asociarse)、彼らの土地利用を譲渡する(otorgar)ための手続きを確立する。エヒダタリオに関しては、彼らの分割地に対する権利と同じ居住集落の成員相互の間で委譲するための手続きを確立する。同様にエヒード総会がエヒダタリオに自分の分割地に対する支配権(dominio)を与える要件と手続きを定める。分割地の譲渡(enajenación)の際には、法律の定める優先権が尊重される。

一つの居住集落においては、エヒダタリオはエヒード総面積の5%相当以上の土地の名義人となることはできない。いかなる場合にも一人のエヒダタリオの土地に対する権原(titularidad)は本条第XV款で示す制限に従って調整されなければならない。

総会はエヒードまたはコムニダーの居住集落の最高機関であり、法律の定める組織、機能を有する。エヒード執行委員会(comisariado ejidal)、あるいはコムニダー財産・執行委員会(comisariado de bienes comunales)は法律の定めるところに従って民主的に選出される、居住集落を代表する機関であり、総会の諸決議を執行する責任を有するものである。

土地、森林、水の居住集落への返還は、法律細則の定めるところに従って行なわれる。

第X款

(土地の「返還」を受けることができない居住集落に  
対し、国が当該集落に隣接する土地を接收して「譲与」  
することを定めた規定)

〈削除〉

第XI款

(本条および農地関係の施行細則を執行するための諸  
機関の設置を定めた規定)

〈削除〉

第XII款、XIII款

(土地の返還、譲与の申請および審査、決定の手続き  
を定めた規定)

〈削除〉

第XIV款

(土地の返還または譲与により影響を被った地主の権  
利についての規定)

〈削除〉

第XV款

混合委員会、地方政府および農地関係手続きを所轄  
するその他の関係当局は、いかなる場合であっても利  
用中の小規模農地または小規模牧畜地 (pequeña  
propiedad ganadera) を収用することができず、かつ  
これらに損害を与える譲与の場合、憲法違反に基づき  
責任を問われるものとする。

(以下、基本的に変更なし。ただし微調整あり。)

メキシコ合州国においてラティフンディオは禁ぜら  
れる。

小規模農地とは、一個人当たり所有面積が灌漑地もしくは1級の湿潤地100ヘクタール、または他の種類の土地でそれに相当する面積を越えないものである。

土地面積の算定にあたっては灌漑地1ヘクタールは天水農地2ヘクタール、良質の夏の牧草地4ヘクタール、森林、山地、または乾燥地帯における夏の牧草地8ヘクタールとして計算されるものとする。

同じく以下のものは小所有地とみなされる。綿花の栽培に供される土地で灌漑を受ける場合は一人あたり150ヘクタール、バナナ、砂糖キビ、コーヒー、エネケン(繊維作物)、ゴム、ヤシ、ブドウ、オリーブ、キナ(マラリアの特効薬の原料)、バニラ、カカオ、リュウゼツラン(agave、蒸留酒の原料)、ノパル(食用サボテン)、果樹を栽培する場合は1人当たり300ヘクタールをそれぞれ越えないもの。

小規模牧畜地とみなされるのは、土地の牧草地供給能力に応じ、法の定めるところに基づき、大型家畜500頭またはそれに相当する数の小型家畜を保持するのに必要な面積を越えないものである。

小所有地 (pequeña propiedad) の所有者 (dueños) もしくは占有者 (poseedores) が灌漑工事、排水工事、その他のなんらかの工事を実施した結果、当該の農業もしくは牧畜のための土地の質が改良された場合、実施された改良によって本款の定める最高限度を上回るときであっても、法律の定める諸要件を満たしている限り、それは農地関係法の適用対象とはならない。

不変

……引き続き小私有地と認められる。

小規模牧畜地内において土地の改良が実施され、その土地が農業目的に供される場合には、その目的で利用される土地の面積は、その土地が改良前に有していた質に従って、本款の第2、第3パラグラフで言及する制限を越えることができない。

#### 第XVII款

連邦議会および州の立法府は、それぞれの管轄において、農村所有地 (propiedad rural) の最高限度を定め、および超過分の分割を実施するための法律を、以下の基準に従い制定するものとする。(以下a)～g)の諸基準があげられている。)

連邦議会と諸州の立法府は、それぞれの管轄において、本条第IV款と第XV款に示された限度を越える所有地の分割と譲渡の手続きに関する法律を制定するものとする。

余剰地 (excedente) の分割と譲渡は、地主に対して通知がなされた日から起算して1年以内に実施されなければならない。この期間が過ぎても超過分が譲渡されない場合には、公の競売に付せられるものとする。同一条件においては、施行細則の定める優先権が尊重される。(以下略)